

## 深谷市リサイクル活動推進奨励金交付要綱（抄）

（資源回収業者の登録等）

第10条 資源回収業者として登録を申請しようとする者は、リサイクル活動推進事業資源回収業者登録申請書（様式第8号）に、次に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

- （1） リサイクル活動推進奨励金回収業者登録に係る申出書（様式第8号の2）
- （2） 本籍地の市区町村で発行する身分証明書（個人の場合に限る）
- （3） 後見登記等ファイルに成年被後見人又は被保佐人とする記録がないことの証明書（個人の場合に限る）
- （4） 登記事項証明書（個人にあつては、住民票の写し）
- （5） 有価物の回収に係る事業の概要を記載した書類
- （6） 有価物を登録団体から回収し、又はリサイクルする業者へ運搬する場合にあつては、次に掲げる書類。
  - ア 車両届出書（様式第8号の3）
  - イ 運搬車の保管場所の案内図、付近見取図、配置図及び当該保管場所の所有権（所有権を有しない場合にあつては、当該保管場所を使用する権原）を有することを証する書類
  - ウ 運搬車の正面及び側面の写真、任意保険に加入していることを証する書類の写し並びに自動車検査証の写し
  - エ 運搬車を使用する権原を有することを証する書類（当該運搬車について所有権を有しない場合に限る。）
  - オ 粒子状物質減少装置装着証明書の写し（当該装置を装着する必要がある場合に限る。）
- （7） 有価物を保管し、又は積み替える場合にあつては、保管し、又は積み替える施設の平面図、立面図、断面図、案内図、付近見取図、施設の維持管理に関する計画書及び当該施設の所有権（所有権を有しない場合にあつては、当該施設を使用する権原）を有することを証する書類
- （8） 市税に滞納がないことの証明書
- （9） その他市長が必要と認める書類